

宿泊税制度の周知業務に係る提案募集要項

1 業務の目的及び募集趣旨

本市では、国際文化観光都市京都の魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、平成30年10月1日から宿泊税を導入することとしています。

宿泊税は、宿泊施設の経営者に宿泊客から宿泊料金に応じた税を徴収していただき、本市に申告納入していただくものであり、その導入に当たっては、市民、入洛客及び宿泊事業者に効果的な制度の周知を図っていく必要があります。

このことから、公募型プロポーザル方式により、宿泊税制度の周知業務について、受託候補者の選定を行うものです。

2 業務の名称

宿泊税制度の周知業務

3 委託業務の内容

宿泊税制度の周知業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）（別紙1）のとおり

4 委託期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

5 委託金額の上限

16,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

6 参加資格要件

本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としします。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく、競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 京都市に納付すべき市税の滞納がないこと
- (6) 過去5年間に広報業務において国及び地方公共団体の請負実績があること

7 参加表明書の提出

(1) 提出方法

本プロポーザルに参加される場合は、参加表明書（別紙2）を提出期限内に持参又は郵送（提出期限内に必着）により提出してください。電子メールやFAXでの提出は認められません。

- (2) 提出部数 1部

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出方法

企画提案書等を提出期限内に持参又は郵送(提出期限内に必着)により提出してください。
電子メールやFAXでの提出は認められません。

- (2) 提出物及び提出部数

ア 企画提案書

- (ア) 内容

仕様書(別紙1)に記載の「業務の趣旨・目的」及び「業務の内容」等を踏まえ、少なくとも以下の事項については記載すること。

- ・ 業務実施スケジュール
- ・ 人員体制
- ・ 宿泊事業者説明用に作成する広報物の種類
- ・ 主要鉄道駅で掲示する広報用ポスターの作成部数及び掲示場所
- ・ 効果的な広報について仕様書に記載する以外の業務の提案

- (イ) 様式

原則としてA4縦に横書きで両面印刷とし、10枚(表紙や目次を除き20ページ)以内を目安とし、可能な限り要点をまとめて簡潔に作成してください。

- (ウ) 提出部数

8部

イ 見積書

- (ア) 様式

任意

- (イ) 提出部数

1部

9 提出期限、提出先及び受付時間

- (1) 提出期限

ア 参加表明書 平成30年4月18日(水)必着

イ 企画提案書等 平成30年4月27日(金)必着

- (2) 提出先

京都市行財政局税務部税制課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル6階

TEL 075-708-5016

- (3) 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除くほか、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」といいます。)を除きます。

10 質問の受付

(1) 提出方法

本業務に係る質問がある場合は、質問書（任意の様式で可。）を作成し、直接持参、郵送又はメールにより提出してください。

なお、公平で厳正な選定を行うため、質問書による質問以外（電話、対面等）は一切受け付けません。

(2) 提出期限

平成30年4月23日（月）

(3) 提出先

京都市行財政局税務部税制課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル6階

メールアドレス zeisei@city.kyoto.lg.jp

(4) 回答方法

参加表明書の提出があったすべての事業者を対象に、平成30年4月24日（火）までに同書に記載されたメールアドレス宛てに回答を送信します。

11 提案の審査等

(1) 審査方法

企画提案書をもとに、本市が設置する「宿泊税制度の周知業務に係る受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、採点した点数の合計を委員の数で除し、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定します。ただし、選定委員会が本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがあります。

合計点が同点の場合は、見積金額が最も低い提案者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合は、提案者から再度の見積書提出により、最も見積金額の低い提案者を受託候補者としません。

なお、見積金額が前述の委託金額の上限額を超えていた場合は直ちに失格とします。

(2) 審査における評価項目

（別紙3）のとおり

(3) その他

企画提案書提出後、提案内容についてヒアリングを行うことがあります。その際は、応募者に対して連絡します。

12 選定結果の通知

平成30年5月9日（水）までに、受託候補者の決定を行います。

審査後、速やかに全ての提案者に対し、選定結果を文書で通知します。

また、本市のホームページ（京都市情報館）にも選定結果を掲載します。

13 契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の契約条件について合意に達した後、委託契約を締結します。契約条件について合意に達しなかったときは、次点の提案者を受託候補者とします。

14 問合せ先

京都市行財政局税務部税制課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル6階

TEL 075-708-5016

15 その他留意事項

- (1) 提案は1事業者につき1つとし、複数の提案は認めません。
- (2) 企画提案書等の提出物は、選定結果の如何に関わらず返却しません。
- (3) 資料の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- (4) 本要項に記載のない事項又は本要項に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこととします。